

# インクルーシブな学びを広げる

## 副学籍※を活用した交流及び共同学習

※「副次的な学籍」の長野県での呼称

すべての子どもが多様に学べるインクルーシブな教育環境を創り、「共に育ち、共に学ぶ社会」を目指します。

長野県の市町村では「地域の子は地域で育てる」という理念のもと、特別支援学校に通う子どもたちの副学籍を居住地の小中学校に置いて、**地域の友だちとのつながりや地域での存在感を支える仕組みを制度化**しています。この副学籍を活用して**交流及び共同学習**を行うことにより、インクルーシブな学びが広がり、居住地での関係の深まりにつながります。

### 交流及び共同学習とは

学習指導要領では、「障害のある子どもと障害のない子どもが相互に理解を深め、共に学び合う機会を設けること」が示されています。交流及び共同学習は、**互いの違いを認め合い、協力しながら学ぶことで、思いやりや社会性を育むことを目的**としています。

Q.どんな手続きが必要ですか？また、年度途中から交流及び共同学習を始められますか？

A.具体的な手続き方法は特別支援学校に在籍する児童生徒の居住する市町村によって異なりますが、おおよそ以下のとおりです。

意向調査→申請等提出→決定通知→計画立案

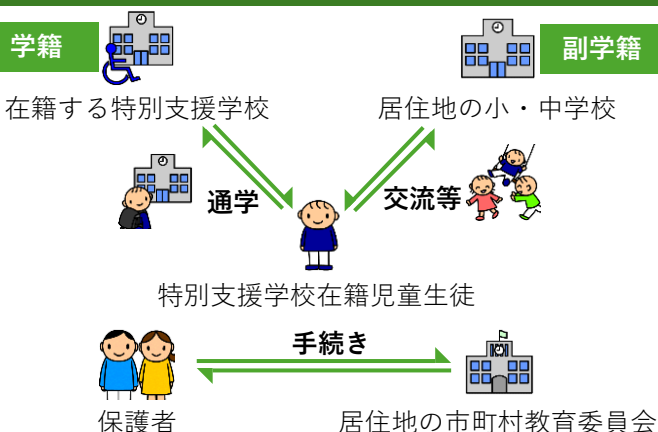
児童生徒にとって、より適した時期を考え、年度途中でも始めることができます。

Q.交流及び共同学習ではどんな活動をするのですか？

A.日常的な交流ではこれまで、「学級活動」が最も多く、「運動会」「音楽会」「文化祭」「入学式」等の行事へ参加することも多くあります。

直接的な交流のほか、手紙や作品を交換する等間接的な交流、ICT機器を介して学習したりやりとりしたりする例もあります。

### 長野県における副学籍制度のしくみ



### 長野県における副学籍

長野県では、市町村が主体となって取り組みを進めており、地域の特色やニーズに応じた柔軟な交流及び共同学習の場が提供されています。県はその取り組みを後押しし、市町村と県との協働により、子どもたちの多様な学びの場の整備を進めていきます。本リーフレットは県民の皆様副学籍について理解を深めていただく目的で作成しました。

長野県教育委員会事務局特別支援教育課

副学籍制度を活用することで、児童生徒同士が多様性を認め合い、互いを尊重する姿勢がいっそう育まれます

## 副学籍<sup>※</sup>を活用した交流及び共同学習の紹介

※「副次的な学籍」の長野県での呼称

### ★日常的で継続的な例

①定期的に小学校の「朝の会」に参加  
学級の仲間と共に過ごす時間が  
増え、「一緒にいることが当たり前」  
の思いが生まれやすくなります。

②中学校の生徒会活動に参加  
当番活動に参加することにより、  
交流先の学級以外の生徒や校内の  
職員等、**かかわりの広がり**が期待  
できます。



### ★特別支援学校での学習と同じ内容 や関連する内容の学習を行う例が あります

①制作活動、調理、販売活動 等  
**直接的なかかわりが期待**できます。

②手紙や作品、お便（通信）の交換  
など**間接的なかかわりある交流も  
可能**です。



### ★学校以外での交流

地区の行事（夏休みの  
ラジオ体操や季節の  
集い等）のほか、PTA  
等が主催する親子レク  
への参加例もあります。



継続的、計画的な交流であるために、

★児童生徒、保護者、交流先の小・中学校、特別支援  
学校等、関係者が合意の上で可能な内容や回数を決  
めて実施し、ふり返りを共有して次の機会や内容を  
考えること

★関係者が子どもたちにとっての交流及び共同学習の  
意味を共通理解してそれぞれの役割を担うこと

が大切です。

長野県教育委員会では、冊子や公式ホームページで実践例を紹介しています。  
以下のサイトにアクセスしてください。

長野県副学籍公式HP



実践事例集



◀実践事例集「合理的配慮  
実践事例集」では、事例のほか、  
手続きの例も記載しています。

本誌は、長野県教育委員会  
事務局特別支援教育課が担当  
して作成しています。

副学籍制度を活用することで、児童生徒同士が多様性を認め合い、互いを尊重  
する姿勢がいつそう育まれます

# 副学籍<sup>※</sup>を活用した

※「副次的な学籍」の長野県での呼称

## 小学校の運動会に参加したケンさん

ケンさん



特別支援学校小学部6年生  
地元の小学校で年2回の交流を  
してきており、小学校の運動会  
には毎年一部参加

副学籍を活用して、関係者が連携を密にしながら、特別支援学校に通うケンさんの地元の小学校での存在感を醸成していった取り組みを紹介します。

### ①本人、保護者の願いの共有

ケンさんの願い  
今年はA小学校の運動会全てに参加したい

本人、保護者の願いを共有し、実現可能なことを関係者間で相談することが大切です。

#### 在籍校（特別支援学校）

副学籍校における交流及び共同学習を在籍校の教育活動にどのように位置付けるのか確認  
→生活単元学習として展開

#### 副学籍校（小学校）

教職員が副学籍制度や交流及び共同学習について理解、確認

関係者が副学籍の制度や主旨、交流及び共同学習について共通理解を図ることが大切です。

### ②目標と活動内容の共有

いつ、だれが、どこで、何を、どのようにを関係者で共有

両校で時間割を共有し、特別支援学級で交流及び共同学習を始め、徐々に学年練習にも参加

定期的に関係者間で打ち合わせを行い、内容や配慮を見直し

副学籍とは...  
交流及び共同学習とは...  
これらによって...

計画を見直し、目標や活動内容を再確認（修正）します。

### ③取組のふり返りと今後について相談

ケンさんや副学籍校児童にとって、多様性を学ぶ機会となり、社会性の育ちにつながったかを評価

(その後)ケンさんは副学籍校の卒業式に参加  
中学校でも入学式にも参加し、副学籍校の交流を継続

評価を共有し、今後の展開について相談することが大切です。

本事例の詳細は「合理的配慮実践事例集」の第3章  
実践事例7で参照できます。



# 交流及び共同学習の例

本人の「同世代の仲間とつながりたい」という願いを実現した、中学校における交流及び共同学習の例を紹介します。

保護者、在籍校、副学籍校で、意向や現状について情報を共有し、必要に応じて調整することが大切です。

本人と副学籍校の生徒両方に無理のない交流及び共同学習の機会にすることが大切です。

...の場合、～することはできますか？



...といった活動なら可能！

両校の児童生徒の発達や成長、関係者の意向を踏まえて、持続可能な活動を検討します。

## 本人の育ちを支え、仲間とのつながりを深めた中学校の事例

カンタさん

地元の小学校を卒業  
中学進学の際、自らの意思で  
特別支援学校中学部へ入学



### ①本人、保護者の願いの共有

本人の好きなことや経験を踏まえ、両校で共通する内容を軸にした交流及び共同学習を計画、立案

カンタさんの願い

「兄が通っている中学校でも学んでみたい」

カンタさんの在籍する特別支援学校から配慮や支援のポイントを関係者へ伝える

副学籍校では、準備や体制を整えることができない場合は、関係者に現状を伝え、代案を複数提案

### ②目標と活動内容の共有

整えられる環境において可能な活動を開始

「カンタさんには継続・定期的な交流及び共同学習の機会が大切」という両校の担任の考えのもと、活動内容を相談

カンタさんの意思を確認しつつ、教科学習や行事への参加を開始、継続

### ③取組のふり返り

在籍校で培った力を副学籍校でも発揮できる活動を実施

「カンタさんはわたしたちの生徒の一人」という意識が副学籍校に生まれました

本事例の詳細は「合理的配慮実践事例集」の第3章 実践事例8で参照できます。

実践事例集

